

Q.学校健診後治療調査の対象校は

A.31 都道府県【北海道、岩手県、山形県、栃木県、千葉県、東京都、山梨県、新潟県、富山県、石川県、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県】、4785校の国公立、私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・義務教育学校、2万4569校を対象にした。各都道府県の保険医協会・保険医会より送付したため、連合会では送付校種の内訳は把握していない。小学校2459校、中学校1364校、高校636校、特別支援学校232校、義務教育学校47校、合計4785校(回収率19.5%)から回答があった。

Q.視力検査はどの程度の判定から要受診となるのか

A.A:視力1.0以上 B:視力0.7~0.9 C:視力0.3~0.6 D:視力0.2以下

要受診と指導するのは以下(学校保健ポータルサイトより引用)

1. 眼科への受診を勧める幼児、児童、生徒

1) 児童生徒では視力検査で左右どちらか片方でも1.0未満である者

2) 幼児では視力検査で左右どちらか片方でも、年長児は1.0未満、年少・年中児は0.7未満である者

3) 視力測定中、次の様なことが認められた者

(1)片目をかくすと異常に嫌がる者

(2)検査中どうしても眼を細めたり、顔を傾けたり、顔を曲げてのぞきながら検査をした者

(3)検査中眼が揺れている者

2. すでに眼科での治療を受けている者に関しては、主治医への通院を続けるよう指示する。